

お客さま 各位

当金庫における「マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融」対策に係る対応について

「マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融」（以下、「マネロン等」という）とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、複数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリスト等に資金等を渡す行為および核兵器等の大量破壊兵器の拡散に関与する者へ資金等を渡す行為を指します。

当金庫では、こうしたマネロン等の手段に金融商品・サービスが悪用されることを防止し、お客さまに安心・安全に商品・サービスをご利用いただけるよう、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を始めとする関係法令、金融庁が公表する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を遵守し、引き続きマネロン等への対策の取り組み強化に努めてまいります。

取り組みの一環として、お客さまのお取引に際し、従来よりも詳しいご説明を求め、お取引目的の確認、資産および収入の状況等について、資料の提出や質問へのご回答を求め場合があります。また、お取引時以外にも、過去のお客さまの取引内容等に依じて、郵送書類や電話などでお客さま情報の再度の確認を実施する場合がございます。

これらについてお客さまにご回答いただけない場合、またはご回答の内容によってはお取引をお受けいたしかねる、あるいは一部お取引を制限させていただく場合がございます。

これは、当金庫は金融機関として、お客さまに安心・安全なサービスを提供する一方、犯罪につながる行為には厳格な対応と法令上の報告が必要なため、当金庫はお客さまに対し、追加のご説明や資料のご提出を求める場合がございます。

お客さまにはご不便をお掛けすることがございますが、何卒趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年2月
さがみ信用金庫

【用語】

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（「犯収法」）

- ・ マネロン等対策のため、金融機関等が実施する取引時確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出の義務等を定める法律

【ご参考】

金融庁「金融機関におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について」

<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/index.html>

一般社団法人全国信用金庫協会「信用金庫をご利用のお客様へのお知らせ」

https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html

以上